

電子申請・ 質問フォーム

1 電子申請

① 申請方法について

今年度より、指定申請・変更届・体制届等については、電子申請での提出に変更しています。郵送、メール、持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

＜申請場所＞

障がい福祉課ホームページ→【事業者の方へ】障がい福祉サービス等に係る電子申請について

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/343674.html>)

※ 申請する際は、必ず上記ホームページにある

「電子申請システム及び指定申請に際しての注意事項等」

「電子申請操作の手順」

「よくある質問」

を確認してください。

② よくある間違い

- 様式が古い

今年度から様式が変更しています。新様式は、【事業者の方へ】障がい福祉サービス等に係る電子申請についてのページに掲載しています。

- 必要項目の記載漏れ

届出の変更前・変更後に記載がない、体制等状況一覧表に記載がない、添付の別紙様式に記載がない場合があります。

- 必要書類の添付漏れ

届出内容の提出書類を添付書類一覧表で必ず確認してください。

また、別紙等にも提出書類が記載されている場合がありますので、ご注意ください。

- 不要な書類を添付

変更があった項目の必要書類のみ提出。加算要件の職員は変更するが、当該加算区分に変更がない場合は当該加算に関する書類は不要。

（処遇改善加算や年度当初の基本報酬算定等、別途市から指示があるものを除く）

- 届出の種類が違う

体制届は報酬や加算の変更、変更届は人員や運営規程等の変更。（詳細は昨年及び一昨年の集団指導研修資料を参照）

② よくある間違い

- ・ 異動年月日の間違い

体制届は15日以前なら翌月から16日以降なら翌々月から算定（新規及び増額に変更の場合のみ）。

変更届は変更後10日以内。（詳細は昨年及び一昨年の集団指導研修資料を参照）

- ・ 事業所番号毎、異動年月日毎、届出の種類毎に提出していない

- ・ 申請時のシステムに入力する担当者が実際に書類を作成していない

市から確認の電話をする場合があるため、提出した書類の内容がわかる職員にしてください。

- ・ 返却された申請を修正ではなく再申込で申請する

返却された申請は「修正ボタン」、不受理となった申請は「再申込ボタン」で申請してください。

- ・ 日中生活支援事業に係る申請を障がい福祉サービスの電子申請ページから申請している

届出等に関する電子申請の提出先ページは、①障がい福祉サービス及び相談支援事業②障害児通所支援事業③日中生活支援事業の3つありますので、それぞれ該当するページから申請してください。

③ 不受理として扱うケース

- I 変更届・体制届の種類を間違えている
- II 変更届・体制届の変更前、変更後欄に何も記載していない
変更がない場合は、変更後欄に変更なしと記載してください。
- III 変更届：必須書類がない
体制届：体制届及び体制等状況一覧表がない
- IV 体制等状況一覧表に記載がない
記載するのは変更があった加算のみで、変更のない加算は空白のままでよいです
- V 異動年月日に記載がない又は記載誤り

要注意

＜変更届出書類一覧表＞												
添付書類	変更事項	事業所の名称	事業所の所在地・通称名等	申請者（代表者）の名称	代表者の氏名及び住所	事業所の管理者の氏名及び住所	事業所のサビス提供事業者の氏名及び住所	事業所のサビス提供事業者の氏名及び住所	事業所のサビス提供事業者の氏名及び住所	事業所のサビス提供事業者の氏名及び住所	事業所のサビス提供事業者の氏名及び住所	事業の目的及び運営の方針
変更届出書様式第2号												
付表												
登記事項証明書												
事業所平面図												
勤務形態及び勤務体制一覧表												
当該事業所に係る組織体制図												
従業員免許・資格等一覧表												
当該事業所で従業員を雇用していることが確認できる書類												
免許証等の写し												

必須書類→○がある

※ 特に、**新規**又は**増額**に変更する**体制届**を**15日**付近で提出する場合は、不受理になると再申込となるため、算定月が**翌々月**になる可能性があります！**16日以降**の再申込で**翌月算定はできません**ので、届出内容が正確かどうか、**必ず事業所で確認**の上、提出してください！

④ 職員の変更に伴う届出の必要性の有無について

令和5年3月27日付けの事務連絡及び昨年度の集団指導研修資料において、届出の必要性の有無について示していましたが、事務負担軽減のため、（ケース2）については下記のとおり取り扱いを変更します。

指定障害福祉サービス事業所変更届出書等に係る運用の変更について（令和5年3月27日付福山市障がい福祉課発出事務連絡）

▶ 2023年（令和5年）4月1日以降、運営規程に変更を生じない管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員以外の職員の交代・増減のみ（±0）の変更で、報酬に係る加算の変更を伴わない場合は、届出は不要

- （ケース1）運営規程により職業指導員1人以上と定めている

 - 変更内容：職業指導員2人⇒1人で加算影響なしの場合・・・届出不要
- （ケース2）運営規程により職業指導員1人以上と定めている

 - 変更内容：職業指導員2人⇒1人で加算影響ありの場合・・・変更届出、体制届いずれも要
- （ケース3）運営規程により職業指導員2人と定めている

 - 変更内容：職業指導員1人増（A氏）かつ1人減（B氏）で加算影響なしの場合・・・届出不要
- （ケース4）運営規程により職業指導員2人と定めている

 - 変更内容：職業指導員2人⇒1人で加算影響なしの場合・・・変更届出要

変更前

（ケース2）運営規程により職業指導員1人以上と定めている

- 変更内容：職業指導員2人⇒1人で加算影響ありの場合・・・変更届、体制届いずれも要

変更後

（ケース2）運営規程により職業指導員1人以上と定めている

- 変更内容：職業指導員2人⇒1人で加算影響ありの場合・・・**体制届のみ**提出が必要

（加算の内容により、別途勤務形態一覧表の提出を求める場合があります。）

※ 変更届は、既に説明したとおり変更届に記載されている**変更事項に変更があった場合**に提出してください。

なお、変更届を提出するに当たり、**人員基準・加算要件を満たすことを確認**しています。
また、この変更によって、計画相談支援給付の算定要件について、**変更はありません。**
変更があるので届け出ます。

指定内容 を変更した 事業所	事業所番号										
	名 称										
	所 在 地	(〒 -)									
変 更 年 月 日		年	月	日							
変 更 事 項		変 更 の 内 容									
1 事業所(施設)の名称		(変更前)		(変更後)							
2 事業所(施設)の所在地・連絡先等											
3 申請者(設置者)の名称											
4 申請者(設置者)の所在地・連絡先等											
5 代表者の名前及び住所											
6 係記録の謄本又は条何等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)											
7 事業所の平面図及び設備の概要											
8 事業所の管理者の名前、生年月日、住所及び経歴											
9 指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の名前、生年月日、住所及び経歴											
10 運営規程											
11 その他											

注1 2以上の事業所番号で同じ変更がある場合は、別紙に記載すること。
2 変更があった該当項目の欄に○を付けること。

⑤ その他

- ・申請した届出の内容や区分に変更がない場合は、変更後欄に「変更なし」と記載してください。
- ・変更届の内容が人員変更の場合（管理者・サビ管・児発管等を除く）は、変更後欄に入社・退社の職員が分かるように記載してください。 例）〇〇 〇〇（8/1 入社）
- ・サビ管や児発管の実践研修受講におけるOJT期間が6月以上の場合、要件の1つである変更届の提出について、記載例が福山市の2023年の集団指導研修資料及び広島県の今年度の集団指導研修資料にありますので、確認してください。
- ・資格者証や実務経験証明書等について、今年度以降に一度提出済みのため添付を省略する場合は、参考様式2資格等一覧表に〇年〇月に提出済みと記載してください。
- ・既に申請したが、書類の添付漏れに気づいた場合は、再申請せずに事業者指定・指導担当まで連絡してください。
- ・エクセルのシート名は変更しないでください。
- ・資格者証や実務経験証明書等、同じ内容の添付書類が複数ある場合は項目ごとで結合してください。
- ・原則、必要な書類は揃えてから申請してください。登記簿等の取得に時間を要する等の場合は、申請前に事業者指定・指導担当まで連絡してください。
- ・昨年まで郵送していた体制届の受理通知の代わりに今年度からは、電子申請システムから受理通知のメールが発送されます。

①**基準・要件**を満たしているか

②**添付書類に漏れがない**かを

提出前に**必ず**事業所で**確認**してください！

2 質問フォーム

① 問い合わせ方法について

基準、報酬、加算に関する問い合わせは質問フォームからの受付に変更しています。お電話での問い合わせは原則受け付けておりませんので、ご注意ください。

<受付場所>

障がい福祉課ホームページ→質問受付はこちら

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/340662.html>)

※ 質問する際は、必ず上記ホームページに記載されている【注意事項】を確認してください。

※ 質問の前に、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、Q&A等を確認してください。

② その他

- ・ 請求日前のため時間がない等の理由での即回答の要望は対応できません。
- ・ 質問内容によっては、国等へ確認しますので、1月程度時間を要する場合があります。
- ・ 連絡先については、事業所・携帯電話のどちらでも構いませんが、市から質問内容について確認をする場合がありますので、対応可能な連絡先を入力してください。
- ・ 基準、報酬等に関する以外の質問は、電話等でお問い合わせください。
- ・ 事業者指定・指導担当と-サービス給付担当へのよくあるお問い合わせ内容
 - ・ 事業者指定・指導担当（084-928-1261）：指定、指導監査、加算等に関すること。
 - ・ サービス給付担当（084-928-1208）：受給者証、過誤、返戻、請求等に関すること。